

# 建設工事における中間前金払制度の導入について

## 制度の導入目的

新ひだか町では、建設業における資金調達のさらなる円滑化を図るため、平成29年度発注工事から中間前金払の制度を導入します。

## 現行制度

当初の設計金額が300万円以上の工事を対象に、請負代金額の4割以内を前金払として、請求することができます。

## 新制度

上記の前金払に加えて、さらに2割までの範囲で、前金払(中間前金払)を追加で請求できるようになります。ただし、次の要件をすべて満たしていることが必要です。(当初、請求した前金払の額と合せて請負代金額の6割を超える事はできません。)

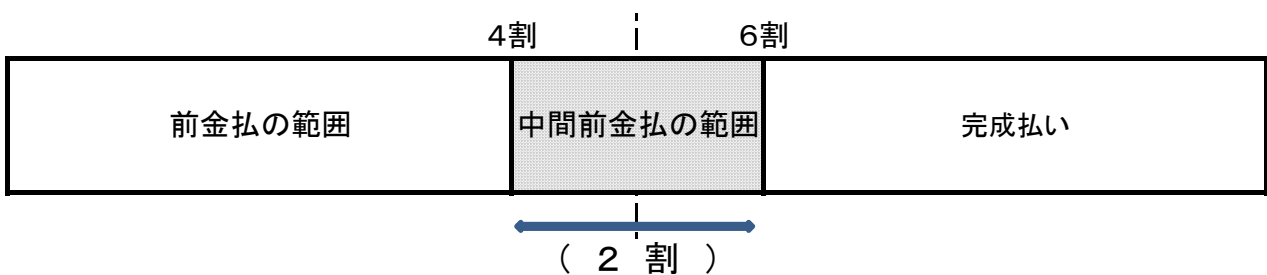
なお、当該工事が部分払も請求できる旨の記載が仕様書等にある場合においては、契約締結時に請負人が中間前金払か部分払かのいずれか一方を選択することとなります。

① 工期の2分の1を経過していること。

② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

※ 上記②及び③の場合で、既に工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金額を出来高に加算することができます。



## 認定請求について

中間前金払の請求にあたっては、上記①～③の要件をすべて満たしている場合において、中間前金払認定請求書(別記様式第1号)に、当該認定請求書の作成時点における工事旬報等を添付して工事監督員に提出することとします。

## **認定事務について**

工事監督員は、請負人から中間前金払の請求があった場合は、工事現場に出向くことなく、提出された当該認定請求書の作成時点における工事旬報等により、工事の進捗状況を審査することとします。

工事監督員は審査の結果、中間前金払ができる要件をすべて満たしていると認めるときは、中間前金払認定調書(別記様式第2号)を請負人に交付することとします。

なお、要件を満たしていない場合は、中間前金払不認定調書(別記様式第3号)を請負人に交付することとします。

## **中間前払金の請求について**

請負人は、町から当該工事における中間前金払認定調書の交付があった場合は、中間前払金に係る保証契約を保証事業会社と締結し、保証証書とともに請求書を町長に提出することとします。

## **中間前払金の支払いについて**

町は、請負人から当該工事における中間前払金の請求があった場合は、請求の日から14日以内に支払うこととします。

## **中間前金払のメリット**

- 簡単な手続きで工事代金が早く受け取ることができます。
- 部分払のような出来高検査はありません。
- 出来高検査時のような工事関係書類の作成は不要です。
- 低い保証料率で、資金調達が可能です。(参考:北海道建設業信用保証(株)~0.065%)

### **【問い合わせ先】**

新ひだか町役場静内庁舎  
総務企画部 契約管財課 契約グループ  
TEL0146-43-2111(内線233又は236)